宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則

平成14年５月31日

宮城県公安委員会規則第７号

宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則を次のように定める。

宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成14年内閣府令第35号。）及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号）の規定に基づき、宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う自動車運転代行業の業務の適正化に関し、必要な事項を定めるものとする。

（宮城県道路交通規則の規定の読み替え適用等）

第２条　法第２条第２項に規定する自動車運転代行業者についての宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第１号）の次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第15条第１項	所轄警察署長	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「運転代行業法」という。）第２条第１項に規定する自動車運転代行業の主たる営業所の所在地を管轄する警察署長（以下「管轄警察署長）という。）
第15条第２項	前項	運転代行業法第19条第１項の規定により読み替えて適用される法（以下「読替え後の道路交通法」という。）第74条の３第１項に規定する安全運転管理者及び読替え後の道路交通法第74条の３第４項に規定する副安全運転管理者（以下この条において「安全運転管理者等」という。）
第15条第２項第２号	施行規則第９条の９第１項	自動車運転代行業の業務の適正

	第２号又は同条第２項第２号	化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成14年内閣府令第35号）により読み替えて適用される施行規則（以下「読替え後の道路交通法施行規則」という。）第９条の９第１項第２号又は読替え後の道路交通法施行規則第９条の９第２項第２号
	様式第16号の安全運転管理者等認定証	安全運転管理者等認定書（宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年宮城県公安委員会規則第７号。以下「運転代行業法施行規則」という。）様式第１号）
第15条第２項第４号	施行規則第９条の９第１項第２号	読替え後の道路交通法施行規則第９条の９第１項第２号
	様式第17号の教習修了証明書	教習修了証明書（運転代行業法施行規則様式第２号）
第16条	所轄警察署長	管轄警察署長
第17条	法第74条の３第６項	読替え後の道路交通法第74条の３第６項
	様式第18号の安全運転管理者等の解任命令書	安全運転管理者等の解任命令書（運転代行業法施行規則様式第５号）
第17条の２	法第74条の３第８項	読替え後の道路交通法第74条の３第８項
第18条第１項	様式第21号の安全運転管理者に関する教習申請書	安全運転管理者に関する教習申請書（運転代行業法施行規則様式第６号）
	所轄警察署長	管轄警察署長
第18条第３項	様式第22号の安全運転管理者等に関する認定申請書	安全運転管理者等に関する認定申請書（運転代行業法施行規則様式第７号）
	所轄警察署長	管轄警察署長
第19条	法第75条第２項、法第75条の２第１項又は同条第２項	読替え後の道路交通法第75条第２項又は読替え後の道路交通法第75条の２第１項若しくは第２

		項
	様式第23号の車両の使用制限書	車両の使用制限書（運転代行業法施行規則様式第８号）
第20条	法第75条第10項	読替え後の道路交通法第75条第10項
	所轄警察署長	管轄警察署長

（認定の拒否）

第３条　法第５条第３項の規定による自動車運転代行業の認定の拒否は、認定に関する通知書（様式第９号）により行うものとする。

（認定の取消し）

第４条　法第７条第１項の規定による自動車運転代行業の認定の取消しは、認定取消処分通知書（様式第10号）により行うものとする。

（証票）

第５条　法第21条第３項の規定による警察職員の身分の示す証票は、身分証明書（様式第11号）とする。

（営業の停止）

第６条　法第23条第１項又は法第25条第２項第２号の規定による営業の停止命令は、営業停止命令書（様式第12号）により行うものとする。

（営業の廃止）

第７条　法第24条第１項又は法第25条第２項第３号の規定による営業の廃止命令は、営業廃止命令書（様式第13号）により行うものとする。

（行政処分の公表）

第８条　法第７条第１項の規定による認定の取消し、法第22条第１項若しくは法第25条第２項第１号の規定による指示、法第23条第１項若しくは法第25条第２項第２号の規定による営業の停止命令又は法第24条第１項若しくは法第25条第２項第３号の規定による営業の廃止命令を行った場合は、その内容を行政処分実施結果表（様式第14号）により公表するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公表しないことができる。

⑴　公安委員会が当該処分を公表しない特別の事情を認めた場合

⑵　宮城県知事から当該処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合

２　前項の規定による公表の期間は、当該処分を行った日から起算して２年間とする。

附　則

この規則は、平成14年６月１日から施行する。

附　則（平成18年公安委員会規則第16号）

この規則は、平成18年６月１日から施行する。

附　則（平成24年公安委員会規則第６号）

（施行期日）

１　この規則は、平成25年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行前に行った法第７条第１項の規定による認定の取消し、法第22条第１

項若しくは法第25条第２項第１号の規定による指示、法第23条第１項若しくは法第25条第２項第２号の規定による営業の停止命令又は法第24条第１項若しくは法第25条第２項第３号の規定による営業の廃止命令については、なお従前の例による。

附　則（平成27年３月31日公安委員会規則第６号）

この規則は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月31日公安委員会規則第４号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年４月１日）から施行する。

附　則（平成28年９月16日公安委員会規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年９月27日公安委員会規則第10号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の宮城県警察国有物品管理規則、特例施設占有者の指定等に関する規則、宮城県公安委員会審査請求手続規則、質屋営業法施行細則、古物営業法施行細則、探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則、警備業法施行細則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則、青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例施行規則、迷惑行為防止条例施行規則及び宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附　則（令和３年３月30日公安委員会規則第３号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

３　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和５年３月24日公安委員会規則第７号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月26日公安委員会規則第７号）

（施行期日）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

３　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第１号（第２条関係）

安　全　運　転　管　理　者　等　認　定　書

第　　号

年　　月　　日

住　所

殿

宮城県公安委員会　印

あなたの申請に係る下記の者を（安全運転管理者／副安全運転管理者）としての資格を有する者と認めます。

記

住　　所 職　　業 氏　　名 生 年 月 日 （年　　齢）	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

様式第２号（第２条関係）

第　　号

教　習　修　了　証　明　書

殿

上記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令により読み替えて適用される道路交通法施行規則第９条の９第１項に定める自動車の運転の管理に関する教習を修了したことを証する。

年　　月　　日

宮 城 県 公 安 委 員 会　印

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

様式第３号　削除

様式第４号　削除

様式第５号（第２条関係）

安全運転管理者等の解任命令書

第　　号

年　　月　　日

住　所

殿

宮城県公安委員会　印

下記の理由により、あなたの届出に係る（安全運転管理者／副安全運転管理者）を解任することを命じます。

理由	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

様式第６号（第２条関係）

安全運転管理者に関する教習申請書

年　　月　　日

宮城県公安委員会　殿

申請者（使用人、代理人）
住　所
氏　名
（名称）
（電話）

次の者を安全運転管理者に選任したいので、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令により読み替えて適用される道路交通法施行規則第９条の９第１項に規定する教習の受講を申請します。

教習を受ける者の住所、氏名、生年月日			
職務上の地位			
運転免許	免許の種類		
	免許年月日		
	免許証番号		
	交付年月日		
	交付公安委員会		
職務経験	勤務期間	勤務所名	職名
	自　至		
	自　至		
	自　至		
	自　至		
使用の本拠	名称		
	位置		
	業種別		

使用の本拠における自動車台数	乗用			貨物			大型特殊	小型特殊	自動二輪	計
	大型	普通	軽	大型	普通	軽				

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

様式第７号（第２条関係）

安全運転管理者等に関する認定申請書

年　　月　　日

宮城県公安委員会　殿

申請者（使用人、代理人）
住　所
氏　名
（名称）
（電話）

下記の者を（安全運転管理者／副安全運転管理者）としての資格を有するものであることを認定されますよう申請します。

認定を受ける者の住所、氏名、生年月日			
職務上の地位			
運転免許	免許の種類		
	免許年月日		
	免許証番号		
	交付年月日		
	交付公安委員会		
職務経験	勤務期間	勤務所名	職名
	自　至		
	自　至		
	自　至		
	自　至		
使用の本拠	名称		
	位置		
	業種別		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

様式第８号（第２条関係）

交付年月日	年　　月　　日
交付番号	

車　両　の　使　用　制　限　書

殿

宮城県公安委員会　印

命令の年月日	年　　月　　日
使用者の氏名及び住所	
自動車の使用の本拠の名称及び位置	
自動車の登録（車両）番号	
運転禁止の期間	年　月　日から　　年　月　日まで（　日間）
運転禁止の理由	

１　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第９号（第３条関係）

第　　号

認定に関する通知書

住　所

氏名又は名称　　殿

　　年　　月　　日付けで申請のあった自動車運転代行業の認定については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第３条の規定により認定しないこととしたので通知します。

理由

年　　月　　日

宮 城 県 公 安 委 員 会　印

１　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第10号（第４条関係）

第　　号

認定取消処分通知書

認定年月日

認定番号

住所

氏名又は名称　　殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第７条第１項の規定により、自動車運転代行業の認定を取り消したので通知します。

理由

年　　月　　日

宮 城 県 公 安 委 員 会　印

1　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第11号（第５条関係）

（表）

第　　号

身分証明書

写　真

官　職

氏　名

上記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条第1項の規定により立入検査を行う警察職員であることを証明する。

年　　月　　日

公安委員会 印

54.0

85.6

（裏）

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（抜粋）

第21条　略

２　略

３　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

４　第１項及び第２項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考　図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

様式第12号（第６条関係）

第　　号

営業停止命令書

住所

氏名又は名称　　殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第１項 第25条第２項第２号 の規定により、以下のとおり自動車運転代行業の停止を命じます。

１　営業停止の範囲

２　営業停止の期間

年　　月　　日から

日間

年　　月　　日まで

３　理由

年　　月　　日

宮 城 県 公 安 委 員 会　印

1　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第13号（第７条関係）

第　　号

営業廃止命令書

住　所

氏名又は名称　　殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律　第24条第１項
第25条第２項第３号　の規定により、下記の理由により自動車運転代行業の廃止を命じます。

理由

年　　月　　日

宮 城 県 公 安 委 員 会　印

1　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第14号（第８条関係）

行　政　処　分　実　施　結　果　表

<table>
<tr><td rowspan="3">被
処
分
者</td><td>認　定　番　号</td><td>宮城県公安委員会　第　　号</td></tr>
<tr><td>自動車運転代行業者
の名称又は記号</td><td></td></tr>
<tr><td>主たる営業所が所在
する市区町村</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">処　分　年　月　日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">処　分　内　容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">処　分　理　由</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">根　拠　法　令</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">処分を行った公安委員会</td><td>宮城県公安委員会</td></tr>
</table>